

主 文

本件再審査請求を棄却する。

事実及び理由

第1 再審査請求の趣旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が○年○月○日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号。以下「労災保険法」という。）による療養補償給付を支給しない旨の処分を取り消すとの裁決を求めることにある。

第2 事案の概要

- 1 請求人は、○年○月○日、A所在のB（以下「事業場」という。）に雇用され、当初は事務員として、○年○月○日からは保育士として業務に従事していた。
- 2 請求人によると、保育業務は中腰での作業が多い上、少人数での長時間の過酷な労働で肉体的にも過重であったため、○年○月初め頃から腰や首に激しい痛みを感じ、同年○月○日、C医療機関を受診したところ、「腰椎々間板症」（以下「本件疾病1」という。）及び「変形性頸椎症」（以下「本件疾病2」という。）と診断されたという。
- 3 本件は、請求人が本件疾病1及び本件疾病2は業務上の事由によるものであるとして療養補償給付の請求をしたところ、監督署長はこれを支給しない旨の処分（以下「本件処分」という。）をしたことから、本件処分を不服として同処分の取消しを求める事案である。
- 4 請求人は、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に対し審査請求をしたところ、審査官が○年○月○日付けでこれを棄却する旨の決定をしたことから、更にこの決定を不服として本件再審査請求をした。

第3 当事者の主張の要旨

- 1 請求人
(略)
- 2 原処分庁
(略)

第4 争 点

本件疾病1及び本件疾病2が業務上の事由によるものであると認められるか。

第5 審査資料

(略)

第6 理 由

1 当審査会の事実認定

(略)

2 当審査会の判断

(1) 請求人は、職場での過重な業務により本件疾病1及び本件疾病2を発症した旨主張するので、以下において検討する。

(2) 本件疾病1にかかる業務上外の判断については、「業務上腰痛の認定基準等について」(昭和51年10月16日付け基発第750号。以下「認定基準」という。)が示されているところであり、腰痛の業務上外の取扱いについて、「災害性の原因による腰痛」と「災害性の原因によらない腰痛」に区別している。

さらに、「災害性の原因によらない腰痛」については、「腰部に過度の負担のかかる業務に比較的短期間(おおむね3か月から数年以内をいう。)に従事する労働者に発症した腰痛」と「重量物を取り扱う業務又は腰部に過度の負担のかかる作業態様の業務に相当長期間(おおむね10年以上をいう。)にわたって継続して従事する労働者に発症した慢性的な腰痛」(以下「慢性的腰痛」という。)に区別して基準を示している。

また、慢性的腰痛については、胸腰椎に著しく病的な変性(高度の椎間板変性や椎体の辺縁隆起等)が認められ、かつ、その程度が通常に加齢による骨変化の程度を明らかに超えるものについて業務上の疾病と取り扱うこととしている。

(3) 請求人は、業務中に腰を捻ったり、ぶついたりした経過はない旨申述し、腰部に負担のかかる業務に○年○か月間従事した旨申し立てている。また、請求人は腰に負担のかかる作業として、①おしめ交換・着替えの作業、②清掃作業、③事務作業、④抱っこ、⑤遊具や子供用機の取り出しや片付け作業であると主張していることから、これらの業務について認定基準を踏まえ、以下検討する。

ア まず、請求人の申述から災害性の原因となる事実は認められないため、本件疾病1は災害性の原因による腰痛とは認められない。

イ 次に、本件疾病1が災害性の原因によらない腰痛であるかについてみると、

次のとおりである。

認定基準の「腰部に過度に負担があった作業態様の業務」について該当するか検討するに、①の業務は、長時間にわたって不自然な姿勢で行われるものではなく、20分から40分程度の作業であり、長時間の作業ではない。②の業務は、掃除の方法は特別な方法でなく一般の家庭の作業と同程度の負担がかかる作業にすぎない。③の業務は、腰部に負担がかかる作業として床に座って子供を抱っこしながらノートを書く作業と主張しているが、一時的なものであった。以上のとおり①から③のいずれの業務も腰部に過度に負担のかかる業務とは認められない。

次に、認定基準の「重量物を取り扱う業務」について該当するか検討するに、④及び⑤とも、請求人が取り扱った重量物は8kgから10kg程度であり、おおむね20kg以上とされる認定基準の重量物を取り扱う業務に該当しないことは明らかである。

ウ なお、本件疾病1の発症原因等に係る医学的見解を見ると、D医師は、〇年〇月〇日付け意見書において、要旨、第3、4腰椎々間板の狭小化を認め本件疾病1と診断し、請求人の本件疾病1と業務との因果関係について、「長時間での重量物の把持及び運搬にて、椎間板の狭小化が見られる。」と述べている。

他方、E医師は、〇年〇月〇日付け相談記録において、要旨、「主治医が示すL3/4の狭小化は、当該労働者の年齢であればあり得る程度の変形であり、通常に加齢による骨変化の程度を明らかに超えるものではない。」と述べている。

当審査会としては、イで説示したとおり、請求人は重量物を取り扱う業務に従事していないことから、D医師の見解は採用できず、請求人の既往症及び発症原因に関する見解を踏まえたE医師の意見は妥当なものであると判断する。

(4) 上記(3)のとおり、本件疾病1は、認定基準に示された要件を満たすものとは認められないから、当審査会としても、本件疾病1は業務に起因して発症したものとは認められないと判断する。

(5) 本件疾病2に係る業務上外の判断については、「上肢作業に基づく疾病の業務上外の認定基準について」(平成9年2月3日付け基発第65号。以下「上肢作

業認定基準」という。)が示されているところである。

請求人は、業務が激化したことが原因で、首が痛くなったと申し立てているので、上肢作業認定基準に基づき、以下、検討する。

請求人は、頸部に負担があった業務として、授乳作業において、赤ちゃんと視線を合わせることとなり、首を下に向けていたこと、散歩引率において、児童と手をつなぐ時、肩を引き上げた状態で下を見ていたこと等を主張している。

確かに、これらは、頸部又は肩に負担のかかる状態で行う作業といえるが、Fは、授乳について、要旨、「ラックを使用していたことから身体への負担はなく、1日2時間程度であった。」と述べ、請求人は、散歩引率について、要旨、「〇年〇月初め頃まで続いた。」と述べていること、また、請求人の業務の流れは1時間程度ごとに異なる作業を行うため、頸部又は肩に負担のかかる状態が継続するとは考えられないことから、これらの作業の頸部や肩への負担は過重なものとはまではいえない。

本件疾病2の原因に係る医学的見解を見ると、D医師は、要旨、仕事とは関係ない(加齢現象)とし、また、E医師は、要旨、上肢等に過度の負担のかかる作業に当てはまらず、業務起因性があるとはいえないと述べているところであり、当審査会としても、請求人の作業態様や医学的見解を踏まえると、本件疾病2は業務に起因して発症したものと認められないものと判断する。

(6) 請求人は、〇年〇月〇日付け意見書を提出し、決定書に対する意見等を述べており、当審査会はその意見等を子細に検討したが、上記判断を左右するものは見いだせなかった。

3 結 論

以上のとおり、本件処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はないから、請求人の本件再審査請求を棄却することとして、主文のとおり裁決する。